

第1回審議会	
資料4	R4.5.19

調布市告示第101号

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号。以下「条例」という。）第32条第1項の規定により，令和4年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので，告示する。

令和4年3月31日

調布市長 長友貴樹

- 1 目的 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物処理計画において，基本計画に当たる調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（以下「基本計画」という。）を平成31年3月に策定した。その基本方針を「家庭系ごみの削減・更なるリサイクルの推進・適正かつ安定的な処理の確保」と定めており，それぞれの目標値を達成するために，市民，事業者，市民団体及び市が協働して廃棄物対策に継続して取り組む。

本計画は，一般廃棄物処理実施計画として，基本計画に基づき単年度の事業計画を定めるものである。

- 2 計画区域 調布市全域
- 3 計画期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 人口 調布市の人口見込み（令和4年10月1日時点）  
239,512人

5 一般廃棄物の種類並びに収集・運搬計画及び処理計画

種類及び 分別の区分			収集・運搬計画				処理計画						
			収集 ・運搬量	主体	収集 区域	収集回数	収集 方法	中間処理		最終処理			
								主体	処理方法	主体	処理方法		
ふみ	家庭系廃棄物 (小規模事業所を含む)	燃やせるごみ	28,300 ト	市委託 業者	市全域	毎週2回	戸別収集 (※)	ふじみ衛生組合 (クリーンプラザふじみ)	焼却	東京たま広域資源 循環組合	(焼却残さ) エコセメント化		
		燃やせないごみ	3,600 ト					隔週1回	ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター)	破碎・選別	ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター)	(破碎・選別残さ) クリーンプラザふじみ にて焼却 (資源物) 資源化	
		資源物	古紙					9,000 ト	毎週1回	市	選別	民間業者	資源化
			布類					1,400 ト					
			空き瓶					1,900 ト					
			空き缶					700 ト					
			ペットボトル					1,000 ト					
			容器包装プラスチック					4,300 ト					
	小型電子機器等	6 ト	隔週1回	ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター)	毎週1回	ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター)							
	有害ごみ	90 ト	随時	拠点回収		市	隔週1回	戸別収集 (※)	ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター)	選別	委託業者(野村興産)	資源化	
	家庭系廃棄物	粗大ごみ	2,000 ト	随時	市	破碎・選別	(可燃系) 東京たま広域資源 循環組合	(焼却残さ) エコセメント化					
							(不燃系) ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター)	(破碎・選別残さ) クリーンプラザふじみ にて焼却					
							(鉄類) 民間業者	資源化					
		(羽毛布団) 民間業者	資源化										
拠点回収(紙パック)	30 ト	—	拠点回収	市	選別	民間業者	資源化						
集団回収	3,500 ト	—	—	—	—	—	—						
事業系廃棄物	事業系可燃物	7,200 ト	—	持込み	ふじみ衛生組合 (クリーンプラザふじみ)	焼却	東京たま広域資源 循環組合	(焼却残さ) エコセメント化					
	事業系食品残さ	40 ト	—	持込み	株式会社アイル・クリーン テック	堆肥化	—	—					
動物死体	600 体	市委託 業者	戸別収集	—	—	委託(慈恵院)	火葬						
し尿	300 ト		戸別収集 ・持込み	市	希釈放流方式	東京都	再生処理						

(※) 集合住宅における家庭系廃棄物の収集方法は、集積所収集とする。

備考 条例第34条第1項に規定する所定の場所は，次の表のとおりとする。ただし，調布市ふれあい収集実施要綱（平成16年調布市要綱第1号）に基づくふれあい収集の利用者にあつては，原則として当該利用者の住戸の入り口付近の当該住戸の敷地内又は当該利用者の住戸内とする。

区分	収集方法	排出場所
戸建て住宅	戸別収集	各住戸の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内
集合住宅	集積所収集	当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所
少量排出事業所	戸別収集	各事業所の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内

注1 この表において「集合住宅」とは，共同住宅，長屋，寄宿舎，下宿その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

注2 この表において「少量排出事業所」とは，調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱（平成16年調布市要綱第3号）第7第4項の規定により，収集，運搬及び処分の実施の決定を受けた事業所をいう。

注3 戸別収集及び集積所収集の収集日は，全戸に配布する「調布市ごみリサイクルカレンダー」記載のとおりとする。

## 6 ごみ量等の目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ量）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
目標	360グラム	363グラム	366グラム
実績	—	見込み 386グラム	392グラム

### ※ 調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）目標値

	令和4年度	平成30年度
目標	360グラム	385グラム
備考	最終年度目標値	中間年度目標値

## 7 基本計画推進のための施策

平成25年3月に調布市一般廃棄物処理基本計画を策定し，平成25年度から令和4年度までの10年間の一般廃棄物処理に係る長期的な基本方

針や目標・具体的な取組等を定めた。また、平成31年3月に施策等について時点修正し調布市一般廃棄物処理基本計画を改訂した。

基本計画の基本的な考え方は、「ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す」こととし、これには市民・事業者・市の協働による取組が必要である。市民においてはごみになるものを持ち帰らない、事業者としては過剰包装をしない、市は発生抑制に向けた施策を推進するなどの取組が必要である。

基本計画に掲げる個別計画について毎年度取組を実施してきたが、基本計画最終年度に向け、令和3年度及び令和4年度は未実施または平成30年度末の基本計画改訂による強化すべき10の内容について取り組む期間とした。最終年度となる令和4年度は、令和3年度に引き続き、以下の10の取組を実施することとし、更なるごみ減量とリサイクルを推進する。

#### 取組 1

基本計画における個別計画		発生・排出抑制計画
基本計画における事業番号		1-4
事業名	事業者による自主回収の取組に対する支援策の調査・検討	
計画実現のための取組	市の取組	ごみ減量・リサイクル協力店認定制度の改善や拡充を検討する。
	市民及び事業者の取組	市民はごみ減量・リサイクル協力店を積極的に利用し、事業者は自主回収を促進する。

#### 取組 2

基本計画における個別計画		発生・排出抑制計画
基本計画における事業番号		1-6
事業名	せん定枝チップ化支援事業の拡大	
計画実現のための取組	市の取組	せん定枝の排出量の多い時期に集中的にPRを図る。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者はせん定枝チップ化を積極的に利用する。

#### 取組 3

基本計画における個別計画		発生・排出抑制計画
基本計画における事業番号		1-6
事業名	せん定枝チップ化支援事業の拡大	
計画実現のための取組	市の取組	事業拡大に向けて体制構築及び制度の見直しを検討する。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者はせん定枝チップ化を積極的に利用する。

#### 取組 4

基本計画における個別計画		発生・排出抑制計画
基本計画における事業番号		1-7

事業名	水切りネット輪〜ク事業の拡大	
計画実現のための取組	市の取組	水切り実証試験をはじめ、天日干しなど、生ごみの減量に係る情報を発信する。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者は、水切りをはじめ、天日干しなど、生ごみの減量に努める。

#### 取組 5

基本計画における個別計画	資源化計画	
基本計画における事業番号	2 - 6	
事業名	国などへの働きかけによる拡大生産者責任の徹底	
計画実現のための取組	市の取組	社会状況に応じた対象品の拡大など拡大生産者責任の徹底を推進するため、事業者の取組を支援する。
	市民及び事業者の取組	事業者は拡大生産者責任の徹底を推進する。

#### 取組 6

基本計画における個別計画	収集運搬計画	
基本計画における事業番号	3 - 1	
事業名	現在の収集・運搬体制の維持	
計画実現のための取組	市の取組	社会経済状況等の変化に対応した収集・運搬体制を検討する。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者は、ごみの適正排出に努める。

#### 取組 7

基本計画における個別計画	中間処理計画	
基本計画における事業番号	4 - 2	
事業名	情報収集の継続	
計画実現のための取組	市の取組	ふじみ衛生組合リサイクルセンターの老朽化に伴う更新のため、特に「プラスチック資源循環促進法」などの国や都の施策動向の情報収集を行う。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者は、国や都の施策にあわせてごみの減量及び適正排出に努める。

#### 取組 8

基本計画における個別計画	啓発・推進計画	
基本計画における事業番号	6 - 1 1	
事業名	地域活動の支援策の調査・検討	
計画実現のための取組	市の取組	「ごみ減量・リサイクル協力店」, 「調布エコ・オフィス」制度について、調布市商工会との連携の検討を行う。
	市民及び事業者の取組	事業者は、ごみの減量と資源化に努める。

#### 取組 9

基本計画における個別計画	啓発・推進計画	
基本計画における事業番号	6 - 1 3	
事業名	協働の仕組みづくりの検討	
計画実現のための取組	市の取組	促進員との連携拡充、及び、地区協議会や消費者団体連合会、その他事業者などとの連携の検討を行う。
	市民及び事業者の取組	事業者は、市と連携し、ごみの減量と適正排出に努める。

取組 10

基本計画における個別計画	その他重要な事項	
基本計画における事業番号	8-4	
事業名	ごみ処理コストの削減	
計画実現のための取組	市の取組	民間活力導入などによる、ごみ・資源物の処理コストの削減を検討する。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者は、ごみの減量に努める。

8 収集・運搬を行わない一般廃棄物等の品目及び処理（処分）の方法

品目	種類	処理及び処分の方法
エアコン，テレビ（ブラウン管式，液晶式及びプラズマ式），電気冷蔵庫及び電気冷凍庫並びに電気洗濯機及び衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物	購入した販売店，一般財団法人家電製品協会等に処理を申し込むこと。
廃パーソナルコンピュータ及びディスプレイ	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づくもの	製造業者，購入した販売店等に処理を申し込むこと。
廃棄自動車及び二輪車（原動機付き自転車を含む。）並びにその部品	国内自動車及び二輪車メーカー並びに輸入業者の自主的取組である自動車リサイクルシステム及び二輪車リサイクルシステムに基づくもの	自動車の場合は，都道府県知事等の登録等を受けた販売事業者，自動車整備事業者等の引取業者に処理を申し込むこと。二輪車の場合は，廃棄二輪車取扱店又は指定引取場所に処理を申し込むこと。
農薬，試薬，毒物，劇物等の薬品類	危険性のあるもの	製造業者，購入した販売店又は専門業者等に処分を依頼すること。
医療系廃棄物（注射針，自己注射針（使い捨てペン型インスリン注入器，採血用せん刺針，血糖測定テスター等），自己注射以外の注射針（医療用注射針，点滴針等），血液や体液が大量に付着したもの等）		
消火器及び可燃性ガス等の圧力容器		
バッテリー（モバイルバッテリーを除く。）		

石油類（ガソリン，灯油，軽油，エンジンオイル，機械油等）及び液体（ペンキ，現像液等）		
その他市長が認めるもの		
ピアノ，エレクトーン及びオルガン	処理を著しく困難にし，又は処理施設の機能に支障が生ずるもの	製造業者，購入した販売店又は専門業者等に処分を依頼すること。
直径が８センチメートル以上又は長さが４０センチメートル以上の枝木及び厚さが８センチメートル以上の木製品		
瓦れき類（モルタル，コンクリート，ブロック，レンガ，タイル等），石（砂利，墓石，漬物石，庭石等），土砂及びセメント		
家屋の改装等に伴うごみ（柱，床材，畳，壁材，壁紙，断熱材，耐火ボード，石こうボード等の建築廃材及び建具，キッチン，風呂，洗面，トイレ，給湯器，ビルトイン型家電製品，ソーラーシステム等の住宅設備等）		
耐火金庫，ボウリングの球及びFRP製品		
粗大ごみより大きいごみ（最大辺又は径が２５０センチメートル以上のもの）		
その他市長が認めるもの		

## 9 一般廃棄物処理施設一覧

### (1) 中間処理施設

	施設名	処理能力	処理方法	運営主体
燃やせるごみ	クリーンプラザふじみ	144トン／24時間 ×2基	焼却	ふじみ衛生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
燃やせないごみ・粗大ごみ	ふじみ衛生組合リサイクルセンター	35.5トン／5時間 ×2基 破砕機 3トン／5時間 容器包装プラスチック	破砕・選別	ふじみ衛生組合

		と共用		
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
空き瓶	調布市クリーンセンター	9.4トン/5時間	選別・積替・保管	市
	調布市野水2丁目1番地1			
空き缶	調布市クリーンセンター	2.9トン/5時間	選別・圧縮・保管	市
	調布市野水2丁目1番地1			
ペットボトル	ふじみ衛生組合リサイクルセンター	7.5トン/5時間	選別・圧縮・梱包	ふじみ衛生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
容器包装プラスチック	ふじみ衛生組合リサイクルセンター	不燃ごみ処理能力に準拠	選別・圧縮・梱包	ふじみ衛生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
事業系食品残さ(生ごみ)	株式会社アイル・クリーンテック寄居工場	108トン/24時間	堆肥化	株式会社アイル・クリーンテック
	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328番地			
し尿	調布市クリーンセンター	—	希釈放流方式	市
	調布市野水2丁目1番地1			

(2) 最終処分施設

	施設名	処理方法	運営主体
焼却残さ(焼却灰)	二ツ塚廃棄物広域処分場内エコセメント化施設	エコセメント化	東京たま広域資源循環組合
	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地(二ツ塚処分場内)		
廃乾電池及び廃蛍光管	野村興産株式会社イトムカ鉱業所	資源化	野村興産株式会社
	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1		
動物死体	宗教法人慈恵院附属多摩犬猫霊園	火葬	宗教法人慈恵院
	府中市浅間町2丁目15番地1		